

国土緑化運動・育樹運動ポスター原画募集要領

公益社団法人国土緑化推進機構

1. 趣 旨

国土緑化運動の一環として、植樹及び森林・樹木の保護・保育の助長並びに一般国民の緑化思想の高揚を図るため、緑化に関するポスターを作成することとし、その原画を募集する。

2. 主 催

公益社団法人 国土緑化推進機構

3. 後 援

農林水産省・文部科学省

4. 募集するポスター原画

- (1) 図柄は自由とするが、国土緑化の意を表し、特に植樹及び森林・樹木の保護・保育または環境緑化意欲の高揚を強調したものであること。
 - (2) 表現する画材はクレヨン、パステル、アクリル、水彩用絵の具とし、他の絵を汚損するおそれのある油絵の具等は用いないこと。なお、貼り絵の場合には、確認用の原画カラー写真（サイズは原画の1/2以上）を添付すること。
 - (3) 原画には文字を挿入しないこと。
 - (4) 創作に限る。
 - (5) 使用する用紙は画用紙（ケント紙を含む。）又は紙製ボードで、サイズはB3判（縦51cm、横36cm）を原則（ただし、特別の理由があれば、四ッ切（縦54.5cm、横39.4cm）でも可）とし、縦画（たて長）とすること。なお、パネルは用いないこと。
 - (6) 用紙の裏面には、画題、都道府県名、学校所在地（郵便番号、電話番号を付記すること）、学校名、学年、氏名を明記し、ふりがなをつけること。
- また、制作の意図を簡潔に記載すること。

5. 応募資格

小学校、中学校、高等学校の児童生徒。

6. 募集期限及び送付先

- (1) 学校長は、児童生徒の作品中優秀なものの3点以内を選び、学校の参加児童、生徒総数を記載した書面を添えて、都道府県教育長あて、本年9月10日までに到着するよう送付する。
- (2) 都道府県教育長は審査会を設け、送付された作品を審査し、小学校、中学校、高等学校別に優秀なものをそれぞれ6点以内、4点以内、4点以内、計14点以内を選び、(1)により添付された参加児童生徒数及び参加学校数を小学校、中学校、高等学校別に集計し、記載した書面を添えて、10月末日までに必着するよう国土緑化推進機構あて送付する。

7. 審査及び表彰

- (1) 都道府県で選抜され、提出された作品は、中央審査会で審査し、小学校、中学校、高等学校別に特選2点以内、準特選3点以内及び入選若干を選定するものとする。
- (2) 中央審査会の審査員は、国土緑化推進機構理事、文部科学省、農林水産省、郵便事業株式会社、学識経験者等の専門家を国土緑化推進機構理事長が委嘱する。
- (3) 中央審査会の審査結果は、新聞発表その他をもって公表するとともに、都道府県教育長等を通じて関係する学校に通知する。
- (4) 特選者には、文部科学大臣賞又は農林水産大臣賞、この内ポスター原画として採用されたものには国土緑化推進機構会長賞を授与する。準特選者には林野庁長官賞、入選者には国土緑化推進機構理事長賞を授与する。

8. その他

- (1) 入選作品の著作権は国土緑化推進機構に帰属する。また、応募作品は、原則として返却しない。
- (2) 国土緑化運動・育樹運動用ポスター原画に採用された作品については、必要に応じ修正を加えることがある。
- (3) 入選作品は、緑化思想の普及啓発を図るため、ポスター以外にも使用することがある。